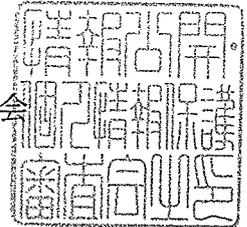


情 個 審 第 2 8 8 9 号

平成 2 9 年 9 月 1 2 日

新海 聡 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（外務大臣）から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記 1 の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 1 条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

## 記

### 1 諮問事件

諮問番号：平成 2 9 年（行情）諮問第 3 5 9 号

事 件 名：特定国会議員のワシントン訪問日程等の一部開示決定に関する件

### 2 意見書又は資料の提出期限等

#### ① 提出期限

平成 2 9 年 1 0 月 3 日（火）

#### ② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 3 条の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱い

について」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、ご了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話：03-5501-1793

FAX：03-3502-0165

(別 紙)

平成 2 9 年 (行情) 諮問第 3 5 9 号

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

---

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、  
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 3 条の規定に基づき、諮問  
庁の閲覧に供することは、

差支えがない。

適當ではない。

(適當ではない理由)

Large empty space for providing reasons if the response is "Not appropriate".

## 理由説明書 (2006-00629)

外 務 省

## (経緯)

当省は、平成18年4月13日付けで受理した異議申立人からの開示請求「平成12年2月に木俣佳丈国会議員が訪米した際に、在米日本大使館が行ったすべての会食の目的趣旨を記載した文書」に対し、文書2件を特定の上、1件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（平成18年6月20日付け情報公開第01879号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、平成18年8月17日付けで原決定の取り消しを求める旨の異議申立てを行った。

## (理由)

## 1. 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、木俣佳丈議員ワシントン訪問御日程（以下「文書1」という。）、及び国会議員に対する便宜供与実施報告（以下「文書2」という。）の2件である。

## 2. 不開示とした部分について

(1) 文書1には、平成12年2月2日から6日まで木俣佳丈国会議員がワシントンを訪問した際の日程が記載されている。不開示部分の特定にあたっては、異議申立人が平成14年3月12日に開示請求を行った「平成11年度在米日本大使館国会議員便宜供与ファイル」の決定について、右を不服として平成15年2月13日に異議申立てを行った事案に対し、平成17年8月25日付けで情報公開・個人情報保護審査会が、国会議員の公式日程以外に関する情報のうち、「大使館主催昼食会、公使主催昼食会、公使との懇談、参事官主催夕食会の日程、場所に関する情報の不

開示情報該当性については、（中略）法5条6号には該当せず、同条1条ただし書イに該当するものとして、開示すべきである」との答申（平成17年度（行情）答申第238号）を行ったことから、右答申を踏まえて対応したものである。文書1において不開示とした部分のうち、1頁目25行目及び26行目の日程については、公式日程に該当しない上、個人的な嗜好や人間関係に係る個人に関する情報が含まれているため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に基づき不開示とした。また、その他の不開示部分についても、公式日程以外に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるほか、これらの日程については相手国との意見交換や情報収集を行うにあたり公にしないことを前提として実施されたものであり、公になれば他国との信頼関係が損なわれ、ひいては在外公館の適正な事務の遂行にも支障をきたすおそれがあるため、法5条1号、3号及び6号に基づき不開示とした。

（2）文書2については、改めて精査した結果、在米国日本国大使館の非公表かつ現在も使用中のファックス番号については、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とするが、その余の不開示箇所については、開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

### 3. 異議申立人の主張について

（1）文書1について異議申立人は、上記2.（1）の答申に従って今回開示された懇談・夕食会以外にも、開示文書の詳細日程のうち黒塗りされた部分に、大使館が費用を負担した接待供応が何件かあることが推認できるとした上で、大使館が費用を負担する限り、これらの接待供応の日時・場所・同席同行した大使館職員にとっては、それは公務性のある業務であり、当該職員を不開示とすることは、不当違法であり、原処分を取り消すべきと主張する。

しかしながら、本件に関連して同氏から請求のあった、平成12年2月の木俣議員の訪米に際して在米日本大使館が行った全ての会食及び供応に関する支出証拠、計算証明に関する計算書等一式に係る開示請求（2006-00558）において、平成19年9月20日になされた東京地裁裁判（平成18年（行ウ）694）及び平成20

年5月29日になされた東京高裁判決（平成19年（行コ）345）を受け、当省はこれらの日程を含む木俣議員の訪米日程に係る証拠書類及び計算証明に関する計算書等一式については開示済みである。したがって、不開示箇所に大使館が費用を負担した接待供給があることが推認できるという異議申立人の主張にはもはや理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) また、文書2について異議申立人は、上記2.(1)の答申は大使館が公費を支出して行った懇談・夕食会（注：2月4日に行われた公使との懇談及び参事官主催夕食会を指す）について、その目的・趣旨を審査で詳しく調べ、公務性があること、不開示とする理由がないことを明らかにしており、本件情報公開請求の対象として特定された文書2を全面不開示とすることは答申の趣旨に反するとして、原処分の取消しを求めている。しかしながら、上記2(2)のとおり、今般新たに追加開示を実施することにより、異議申立人の主張にはもはや理由がない。

#### 4. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書1について、原決定を維持することが適当であると判断するとともに、文書2については、在米国日本大使館のファックス番号のみ法5条6号に基づき不開示とし、その余の部分は開示することとする。

以上